

種別	目的	名称	制度の概要	問合せ先
給付金・助成金等	業績が悪化（売上半減）	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者 法人：最大200万円 個人事業主：最大100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	従業員に休業手当を支払っている	雇用調整助成金	一時休業等により雇用維持を図った事業主 上限15,000円/人×休業日数	各ハローワーク又は山口労働局
	子どもの小学校等の臨時休校等で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休校により子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇を取得させた事業主 1日当たり上限15,000円	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999
	子どもの小学校等の臨時休校等で自分が休業	小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休校により子どもの世話が必要となり休業した個人事業主又はフリーランス 1日当たり上限7,500円	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
	テナント料が払えない	家賃支援給付金	5月～12月のいずれか1か月（又は連続する3か月）の売上高が前年同月比で50%（又は30%）以上減少した事業者 直近の支払家賃（月額）の2/3（給付額が上限（法人50万円、個人25万円）を超える場合は超える部分の1/3（上限：法人100万円、個人50万円））を6か月分支給	お近くの商工会又は商工会議所
事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金（コロナ特別対応型）	サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備に取り組む小規模事業者等 最大100万円補助（補助率最大3/4）+最大50万円定額補助（「イクラ」、ライオネス等は最大合計200万円）		
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット貸付の要件緩和	「売上高が5%以上減少」の要件緩和（今後の影響が見込まれる事業者も対象）	
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高20%以上減少（小規模事業者15%以上減少、個人事業主要件なし） 実質無利子	日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス対策マル経融資	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した小規模事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高15%以上減少（個人事業主要件なし） 実質無利子	
		生活衛生資金貸付	一時的な業績悪化から衛生水準の維持向上に支障をきたしている生活衛生関係営業者（飲食店、喫茶店、旅館業）等 特別貸付制度の創設、営業経営改善資金特別貸付（衛経）制度の拡充	
		危機対応融資	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者 無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% うち売上高15%以上減少（個人事業主要件なし） 実質無利子	商工中金各支店
		新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 一定要件の下、当初3年間無利子 保証料率：条件により半額又はゼロに減免	[申込先] ・県内に支店のある各金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金等）
		経営安定資金（新型コロナ対応分）	直近1か月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期比で減少することが見込まれる中小企業者 保証料率：半額減免	[問合せ先] ・県内に支店のある金融機関 ・山口県信用保証協会 各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188
新型コロナウイルス感染症対応短期支援資金	学校の臨時休校等に伴い、従業員である保護者が休みやすいようにするための対応について、短期の資金手当てを必要とする中小企業者等			
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	2020年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時の納税を行うことが困難である方 1年間、国税・地方税の納税を猶予（無担保・延滞金なし）	・国税：各税務署 ・県税：各県税事務所 ・市町税：各市町
	社会保険料が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	2020年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時の納付を行うことが困難である方 1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予（無担保・延滞金なし）	各年金事務所
	公共料金が払えない	支払期限の延長等	各事業者により支払期限が延長されます。	・電気・ガス・電話：契約事業者 ・上下水道：各市町